

(第一類 第十七号)

第百二十三回国会 予算委员会 議 第九号

平成四年三月二日(月曜日)

午後一時開議

出席委員

- 委員長 山村新治郎君
- 理事 中山 正暉君
- 理事 町村 信孝君
- 理事 村上誠一郎君
- 理事 野坂 浩賢君
- 理事 草川 昭三君
- 相沢 英之君
- 井奥 貞雄君
- 小澤 潔君
- 狩野 勝君
- 後藤田正晴君
- 戸井田三郎君
- 浜田 幸一君
- 福永 信彦君
- 松永 光君
- 村山 達雄君
- 井上 普方君
- 加藤 万吉君
- 新盛 辰雄君
- 筒井 信隆君
- 水田 稔君
- 石田 祝稔君
- 冬柴 鐵三君
- 菅野 悦子君
- 榑崎弥之助君

- 理事 原田昇左右君
- 理事 村岡 兼造君
- 理事 申原 義直君
- 理事 松浦 利尚君
- 栗屋 敏信君
- 池田 行彦君
- 越智 伊平君
- 唐沢俊二郎君
- 志賀 節君
- 萩山 教嚴君
- 原田 憲君
- 松浦 昭君
- 松本 十郎君
- 柳沢 伯夫君
- 伊東 秀子君
- 小岩井 清君
- 関 晴正君
- 日野 市朗君
- 和田 静夫君
- 日笠 勝之君
- 尾玉 健次君
- 中野 寛成君

出席國務大臣

- 内閣總理大臣 宮澤 喜一君
- 法務大臣 田原 隆君
- 外務大臣 渡辺美智雄君
- 大藏大臣 羽田 孜君
- 文部大臣 鳩山 邦夫君
- 厚生大臣 山下 徳夫君

出席政府委員

- 農林水産大臣 田名部臣省君
- 通商産業大臣 渡部 恒三君
- 運輸大臣 奥田 敬和君
- 郵政大臣 渡辺 秀央君
- 労働大臣 近藤 鉄雄君
- 建設大臣 山崎 拓君
- 自治大臣 塩川正十郎君
- 国家公安委員会委員長
- 内閣官房長官 加藤 紘一君
- 内閣官房長官 (総務庁長官) 岩崎 純三君
- 内閣官房長官 (北海道開発庁長官) 伊江 朝雄君
- 防衛庁長官 官下 創平君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 野田 毅君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 谷川 寛三君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 中村正三郎君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 東家 嘉幸君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 工藤 敦夫君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 大森 政輔君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 石倉 寛治君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 梅澤 節男君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 植松 勲君
- 防衛庁長官 (防衛庁長官) 糸田 省吾君

- 公正取引委員会 矢部丈太郎君
- 公正取引委員会 事務局長 地頭所五男君
- 公正取引委員会 事務局長 関根 謙一君
- 公正取引委員会 事務局長 増島 俊之君
- 公正取引委員会 事務局長 鈴木 昭雄君
- 公正取引委員会 事務局長 竹内 透君
- 公正取引委員会 事務局長 高島 有終君
- 公正取引委員会 事務局長 村田 直昭君
- 公正取引委員会 事務局長 島山 蕃君
- 公正取引委員会 事務局長 小池 清彦君
- 公正取引委員会 事務局長 坪井 龍文君
- 公正取引委員会 事務局長 宝珠山 昇君
- 公正取引委員会 事務局長 関 收君
- 公正取引委員会 事務局長 萩野 貴一君
- 公正取引委員会 事務局長 吉富 勝君
- 公正取引委員会 事務局長 小林 博君
- 公正取引委員会 事務局長 長瀬 要石君
- 公正取引委員会 事務局長 土志田征一君
- 公正取引委員会 事務局長 長田 英機君
- 公正取引委員会 事務局長 石田 寛人君
- 公正取引委員会 事務局長 森 仁美君
- 公正取引委員会 事務局長 藤原 良一君
- 公正取引委員会 事務局長 森 悠君
- 公正取引委員会 事務局長 鎮西 迪雄君

- 法務大臣官房長 則定 衛君
- 法務大臣官房司 濱崎 恭生君
- 法務大臣官房調査部長 清水 滋君
- 法務省民事局長 濱 邦久君
- 法務省刑事局長 英 正道君
- 法務省大臣官房外務報道官 谷野作太郎君
- 外務省アジア局長 佐藤 行雄君
- 外務省北米局長 兵藤 長雄君
- 外務省欧亜局長 小倉 和夫君
- 外務省経済局長 川上 隆朗君
- 外務省経済協力局長 柳井 俊二君
- 外務省条約局長 丹波 實君
- 外務省国際連合局長 鈴木 勝也君
- 外務省情報調査局長 篠沢 恭助君
- 外務省大臣官房長 日高 壮平君
- 外務省大臣官房総務審議官 小川 是君
- 大藏省主計局長 斎藤 次郎君
- 大藏省証券局長 松野 允彦君
- 大藏省銀行局長 土田 正顕君
- 大藏省国際金融局長 江沢 雄一君
- 国税庁次長 富沢 宏君
- 文部大臣官房長 野崎 弘君
- 文部大臣官房総務審議官 大西 孝夫君
- 厚生省社会局長 末次 彬君
- 農林水産大臣官房長 馬場久萬男君
- 農林水産大臣官房予算課長 山本 徹君
- 農林水産省経済局長 川合 淳二君

第一類第十七号 予算委员会議録第九号 平成四年三月二日

通商産業大臣官房総務審議官	渡辺 修君
通商産業大臣官房審議官	榎元 宏明君
通商産業省産業政策局長	山本 幸助君
通商産業省機械情報産業局長	熊野 英昭君
中小企業庁長官	南学 政明君
運輸省運輸政策局長	向山 秀昭君
兼内閣審議官	
運輸省自動車交通局長	水田 嘉憲君
郵政大臣官房長	木下 昌浩君
郵政大臣官房経理部長	山口 憲美君
郵政省電気通信局長	森本 哲夫君
労働大臣官房長	齋藤 邦彦君
労働省労働基準局長	佐藤 勝美君
建設大臣官房長	望月 薫雄君
建設大臣官房総務審議官	斎藤 衛君
建設大臣官房會計課長	近藤 茂夫君
建設省建設経済局長	伴 襄君
建設省都市局長	市川 一朗君
建設省道路局長	藤井 治芳君
自治大臣官房審議官	石川 嘉延君
自治省行政局長	吉田 弘正君
自治省財政局長	湯浅 利夫君
予算委員会調査室長	堀口 一郎君

委員外の出席者

予算委員会調査室長 堀口 一郎君

委員の異動

三月二日

辞任
池田 行彦君
越智 伊平君

補欠選任
福水 信彦君
萩山 教嚴君

同日

辞任
狩野 勝君
萩山 教嚴君
福水 信彦君
松浦 昭君

補欠選任
越智 通雄君
伊平君
池田 行彦君
左藤 恵君

本日 の 会 議 に 付 し た 案 件

平成四年度一般会計予算
平成四年度特別会計予算
平成四年度政府関係機関予算

○山村委員長

これより会議を開きます。
平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算、平成四年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、総括質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松浦利尚君。

○松浦(利)委員 私は、まず最初に、宮澤総理と申し上げるよりも宮澤先生の政治姿勢について、冒頭お尋ねをしておきたいと存じます。

当初、四〇%を超えておりました内閣の支持率が今日半分以下に低下をしておりますわけでありまして、先般、私は、鈴木元総理を参考人にお呼びをいたしました。が、宮澤内閣の支持率が低下して最大の理由は、国民が期待をしている、いわゆるリクルート事件あるいは共和事件等々、どうも宮澤総理個人の政治姿勢がはっきりしない、問題を隠そうとしておられるのか、国民のために説明しようとしておられるのか、実は国民にはつきり映らないのであります。

鈴木元総理が、奸余曲折はありました、しかし、御本人は勇気と決断を持って、最終的には参考人にごにおいでになった。その理由は二つあると

とされている。その一つは、自分とかまの飯を一緒にしてきた宮澤さん、あなたを助けてやろうという、そういう思いが一つあったと、こう言われている。もう一つは、巷間、宏池会に金がいったとか、鈴木さんのものに金が行ったとか、いろんなことが言われている、自分自身の汚名を挽回したいという思いを込めて、自分自身からおられたと思うのです。あの八十一歳の高齢の姿を見たときに、言われたことすべてが私は正確だとは思えない、しかし、あの努力、あの気持、それは国民の期待に沿っておられるんじゃないですか。

あなたは、総理官邸で静かにあれを見ておられた。黙して一つもあなたは言葉は発しなかつたという。どう思えますか、あれを見られて、あの姿を見てあなたはどのような見方をされましたか。

お答えいただきたいと思うのです。

○宮澤内閣総理大臣 委員会の求めに応じまして、鈴木元総理がここで参考人として誠意を持って御質問に答えられた。いわば議会の子として長い間育ててこられた鈴木さんの議会に対する尊敬の念、それがあの御意見にあらわれておったというふうには拝聴いたしました。

○松浦(利)委員 私は、党の調査したあらゆる資料をここに持ってきている。鈴木元総理は、上申書に書いた一千万円以外は全部拒否された。しかし、阿部代議士を通じて、共和の森口副社長あるいは首を切られた関係者の皆さん方があらゆることを言っている。選挙運動で一億数千円を宏池会に納めるために金をくれといて森口に言ったと、金を渡したと言、一億円を森口に阿部を通じて鈴木さんに渡したと言。言われる方はたまたまものじゃない。参考人で一生懸命ここでそういう事実はないと否定しても、阿部が森口を通じて一億円、麴町の名誉会長に就任するお礼として一億円渡したということ言われている。

渡ったかどうかはわからない。あの方はもらわなかったという。しかし、疑いは晴れない。本日は、自民党の総理総裁なんだ。自民党がこうし

た悲痛な八十一歳の鈴木さんの気持ちを代表して、その汚名をそそいでやるべきなんだ。そういう主張は一つも出てこない。刑事被告人が何だかんだと言つて、今までも証人喚問を見送つてきた。

私は、最後にこの問題に決着をつけた自民党の理事の皆さんの勇気を敬意を表する。覚書事項で政治姿勢が確認された、与野党間で、「自民党理事」とわざわざ名前を打つておる。自由民主党ではない、自民党理事だ。何て書いてあるか。「現在問題となっている証人喚問については、たとえ刑事被告人といえども慎重に人権上の問題、司法権の関係を配慮した上その実現を計る」と、こう言っているんだ。「計るものとする」んだ。証人喚問実現に向けて本委員会にはさらに努力を引き続いて行うということを確認したのであります。

総理、この前の参考人はあれで終わったのではない。鈴木さんが阿部と対決してもいいという気持ちをごこである言われた。それを受けて、与野党を通じて共和問題を本場に解明しようとする勇気と自信があるなら、隠すのではなくて、一定の枠をはめた、司法権の関係を配慮した上、阿部さんという人の人権に配慮した上、行政当局と我々が相談をして阿部代議士の証人にあなはは応ずべきなんだ。

法務大臣、あなたにまずお尋ねをする。この政治姿勢の問題について自民党理事が我々に提案をした。これを素直に読んでいただいて、障害をつくるのではなくて、阿部被告の、与野党を通じての要求なんです、これは。与野党を通じてですよ。自民党も入れていますよ。そのことについて法務大臣の、被告人の人権と司法権の関係を配慮した上で証人喚問に応ずるよう、法務大臣も勇気と決断をしてもらいたい。お答えをいただきたいと思ひます。

○田原国務大臣 お答えします。

先日来の御議論の中でお答えしましたのは、被告人を呼んだ場合のいろいろの問題点を事務的に御説明申し上げ、陳情申したということでありま

戦前ね、我々はそのとき気がついておけばよかつたんです、そのときの政治家が。しかし、そのときの政治家が抵抗する人がおらなかつた、一部おられたけれども。だから、そういう意味で、私は、ただ、小さなものでも芽を摘んでおく、大切なこうしだ問題については、不安があるときには、あるいはその真意をただして行く。そういうきめ細かな詰めが本当の意味でシビリアンコントロールに必要なんじゃないですか。言葉のやりとりじゃないんです。どうです、総理。私の思っていることについての総理自身のお考えもお聞かせください。どうぞ長官、先で結構ですよ。

○宮下國務大臣 先ほども先生に御答弁申し上げましたように、それらの所論はいずれも我が国の基本的な防衛政策の枠内のもので私も拝見をいたしまして感じました。したがって、例えば非核三原則をやめるとか核兵器を持つとかいうような所論でございますれば、これは国の基本的な政策に背馳するわけでございますから、私どもとしてはこれは許すわけにはまいりません。そういう基本的政策の中で議論だと私は理解いたしております。また、今後とも先生のような御心配、私も当然そういう心配は持っております。しかし、そのような心配は今のところはない仕組みになつておるといふことだけはつきり申し上げておきます。

○宮澤内閣総理大臣 いろいろ研究があることはそれでよろしいんだと思いますが、ただ何々二佐とか何々三佐とかが言っておられることがすぐ防衛庁の方針になるわけではありませんし、いわんや政府の決定になるわけでもありませんので、その点は御心配ないと思いますが、ただ、長官も言われますように、防衛の考え方の基本というものをよくみんながわかつて議論をしてもらうということは大変であると思います。

○松浦利委員 わかりました。これ以上申し上げませんが、ただ「脅威の排除」で「緒戦必勝」を第一義に、努めて国土の前方で、努めて、早期に脅威を排除する。こんな

なところまで議論され始めますと、もうそれは、制服軍人だから、あなたが言われるように、許さるからいいんだというだけでは済まされないような状況が生まれてくるんじゃないかということをお聞きをしておるんですが、いや、自衛隊の皆さん御苦労さんと言いますよ。自衛隊の皆さん御苦労さんと申し上げた上で、今言っていることの危惧を申し上げておきます。

次の問題に入っていきます。それでは、次はODAの問題について、外務大臣、それから総理、大蔵にお尋ねをいたしたいと思っておりますが、実はこの前ラハマットさんという方がおいでになりました。これはインドネシアの方のおいでになりました。これは陳情に來られたんです。これは、コタバパンジャンというところに、有効貯水量十億トン、発電容量十一万キロワットの水力発電をつくるという、我が国の海外経済協力基金百二十五億円で、既にインドネシアに貸し付けています。さらに近く百七十五億円の借款が予定されておるんですが、この水没予定住民、立ち退き予定者が一万六千人とも二万二千人とも言われておるんです。

これは、來られた人たちの話を聞きますと、実はこれは内政問題、インドネシアの内政的な問題も含まれておりますから言われたことをそのまま申し上げるわけにはまいりませんけれども、いざしにしてもせつかく日本が援助してあげる、莫大なお金を援助してあげるにもかわららず、その犠牲者であるインドネシアの被害を受ける住民の人たちが各省庁も回られたし、私どもの部屋にも來られたんです。この点について、具体的にどういふ契約内容になつておるのか、お聞かせをいたしたいと思っております。

○川上政府委員 インドネシアのコタバパンジャンのダム建設にかかわる御質問でございますけれども、スマトラ島のリアウという州及び西スマトラ州の中間あたりに建設予定をいたしておりますので、先生御指摘のとおり、十一万四千キロワット

の発電所、それからダムの建設にかかわる土木工事並びに関連送電線の建設、変電所の新設、拡張といふことでございまして、円借款につきましても、先生からもお話ございましたが、既に百二十五億円という第一期分、それから第二期分といったしまして百七十五億円でございまして、それぞれ供与、交換公文の締結という意味では供与済みでございます。

この点につきまして、ただいま御指摘のように、住民の移転という問題を含みます環境問題といふことが生起しております、これにつきまして政府としても重大な関心を持って見守つておるといふ状況にございまして。

○松浦(利)委員 これは「エコノミスト」にこのラハマットさんが記者の方としたこれを読みまして、ちよつと涙が出まして。これでどういふことを書いてあるかという、この人は指導者なんです、言うなら、日本でいえば区長さんぐらいに当たる方だと思つてますが、この人が「この服にはポケットがありません」と言うんです。「イスラム教の伝統的なリダーはワイロは受けとらない、という象徴です」と言う。この服にはポケットがないんだ。だから、私がここで言つておることは、私のときにそう言われましてたけれど、命がけなんだ、こう言うんです、ここに來たのは。

それで、ここに書いてあるとおり読み上げますと、この人は何かこう、ひもを三つぐらい頭に巻いていますが、向こうの人は、三つ垂らしておるんですが、一重目は人々の意志をあらわす、二重目はイスラム教を信仰する、三重目は政府をあらわしているんだ。このひもを解けば一本になるんだ。そういうことを前置きしてこの人が言われたのは、実は立ち退きについても補償についても全然具体的な話がされておらぬのです、一方的な話ばかりで、私たちに具体的な話、この人は区長さんぐらいの人ですから、その人に話がない、こう言つておられるのです。インドネシア政府に言えは怒られる。大もとの援助国である日本に來てお

られるのです。各省庁もずつと回つておられるから、各省庁みんな聞いておられるはずなんです。こういうことが、約九千五百億円で、来年度予算に計上されておるODA、これを援助してやつても、政府は喜んで、国民は喜ばない。相手の政府が喜んで、相手の国民は喜ばない。こういうことがあつたんじゃない、何のために援助をしておるのかからなくなつておるんです。

ですから、私はそういう前提に立つて具体的に伺います。インドネシアで、私は本に書きましたが、インドのナルマダ渓谷ダム計画のときにやはりこういう問題があつて、政府は今度のインドネシアにおけるコタバパンジャンの問題については何らかの措置を講じられたはずであります、その措置はどういふ措置だったのか、前車の轍を踏まないようにされた内容について具体的に伺います。

○川上政府委員 御指摘の点でございましてけれども、先ほども申し上げたように、住民移転等を含みます環境問題につきまして非常に大きな関心を有しておりますが、移転等を円滑に行うための必要な措置というのは、これは言うまでもなく、すぐれて相手国政府の内政上の問題でございまして、我が国といたしましては、円借款供与の種々の過程におきまして相手国政府と十分に協議しながら、その中で相手国の立場を確認していく、とる措置を確認していくという基本的な立場をとっております。

このような立場から、ただいまこのダムの案件につきまして、我が国政府といたしましてインドネシア政府に対してできる限りの働きかけを行つておるわけでございまして。具体的には、住民移転の問題を含みます環境問題につきまして、インドネシア政府に対して適切な配慮を行うよう種々の機会をとらえまして要請し、インドネシア政府側が具体的な措置をとるといふことについて確認してまいつておる次第でございます。

す。

○松浦(利)委員 インドネシア政府の内政干渉にわたらぬ範囲内で具体的に指導をいたしますが、インドのナルマダ渓谷の苦い経験を踏まえ、住民からの同意書を必ず取りつけてもらいたい、住民の納得が得られれば補償を解決してもらいたいという良なることはインドネシア政府に対してお話しになられたんですか、どうですか。

○川上政府委員 ただいま申しました確認措置の中身につきましては、御指摘のとおり、移転地の確保の問題等の住民移転にかかわる問題それから補償基準等の問題が中心でございますけれども、さらに、野生動物の保護にかかわる措置等につきましても含めまして、相手国との交渉の過程で、こちら側から要請し、先方から確認をいただいている次第でございます。

○松浦(利)委員 それは口約束ですか、口頭ですか、何か文書によってちゃんと明記されておられるのですか。

○川上政府委員 本件につきましては、交渉の過程におきまして、討議の記録という形で、文章の形で今申しました内容のことをいたしておる次第でございます。

○松浦(利)委員 今言われたように、住民から同意書を必ずとる、住民の納得が得られれば補償問題を解決する、あるいは希少動物の移転地を確保する等々については議事録、会議録ということでお互いに確認をした、こういう御返事だと理解をいたしますが、それじゃ、このとおりに実施されておられないという苦情は、我々のところに来ておられますけれども、そういう問題について、あなたの方にも行かれたと思うのですが、それについてはどう判断されますか。

ないような限度におきましてきちっと討議の記録の中で確認してきたということでございます。このことにつきましては、単に文書の上で相手から確認を取りつけたということのみならず、いろいろ交渉の過程において繰り返し繰り返し先方にも要請をしておるところでございます。そのようなラインに従いまして、インドネシア政府といったにしても、我々の理解するところでは、最近に至るまで非常に大きな努力がこの点について図られておるといふふうに理解いたしております。

○松浦(利)委員 外務大臣、これは日本の国はこれから世界で最大の援助国になっていく、経済大国として当然のことだと思えます。しかし、せっかくならば援助してあげても、それが国民から逆に反日感情みたいな感じで、直接我々のところに苦情が来る。苦情が来るというよりも、もうどうかしていただきたいという悲痛な叫びが届けられてくる。しかし、現実的には、今御報告があったように、今までのインドの経験も踏まえて、それぞれ会議録、議事録の確認をお互いに行っておられる、これは一歩前進だと思っております。

○渡辺(美)國務大臣 これは非常に難しい、実は頭の痛い問題なんです、実際は。それじゃ反対者が一人でもできないかということ、日本国内だつて県道をつくるというときに、みんな町は賛成なんだが地権者の一部は絶対反対だと建設省まで反対運動に走る。それじゃ、反対者があるんだから補助金出すなど言えるかどうかわからない問題もございましょう。どこかでダムができれば、日本だつてやはり最後まで反対という人はあるわけですか、他国にもあつても不思議はない。しかし、これが余り極端なことであれば、今松浦委員の言つたように、では何のためにやつたのだ、国を挙げて反対したいところへ援助したのかという話になつてくる。

○松浦(利)委員 これは総理もぜひお聞きいただきたいと思うのですが、アメリカなどに比べましてこれだけの援助大国になりながら、これは決して外務省の肩を持つつもりで言つておられるわけじゃないですか、どうですか、やっぱりこれだけのお金を援助するわけですから、出先の方のチェック体制とかそういうものの陣容が不足しておるのだからと思うのですよ。お聞きをしたら、もう並み大抵のことじゃないですね。現地に行つてすぐ帰つてきて、一人で四つぐらいいのプロジェクトを持つてふうふう言つてやつておられるのですよ。きめ細かいことがなかなかできない。

いうものが、大抵民意をうまく反映しておるかどうかが、心にかけておられますか。かなりわかる場合が多いと思いますので、そういう意味での幅広い相手国側との接触も私は要るだろうと思えます。一つ一つのプロジェクトというに限定しますと、とてもそれは一人いても三人いてもやり切れるものじゃないから、やはり相手国政府とのそういう接触というのも大事なんじゃないかと思えます。

○松浦(利)委員 総理が言われることは、一般論としては決して否定しません。それで結構ですが、ただ具体的な問題として、このことが逆に言うところ、せっかく援助してやっつて、それで住民の反発が広がって、反日感情がわあつと広がっていくというようなことにならないように配慮するのにも外交手段でしょう。そのためにはODAの人がもう少しふえて、こういう問題が起こったときには現地に行って調査をする、そういうような即対応する体制というのが日本にはないので、だから、言われているようにインドネシアならインドネシア、援助相手国に任せ切りになつてしまつたので、こういったトラブルがあることを気がつかない。はね返ってくるのは日本ですから、だからそういった意味でももう少し外務大臣あるいはODA担当各省庁の大臣の御意見を聞いていただいて、こうした問題を排除する、隘路をチェックしていただいで、それでもとちやんとした、人員なら人員をちゃんと配置する、そういう計画性のあるODAというもののあり方を検討してもらえぬでしょうか。もうだめですか、総理。

○渡辺(美)國務大臣 理想論を言えばそれは松浦委員のおっしゃるとおりなんです。幾らたくさんふやしても、それは日本の役人がぞろぞろ何十人もそこに泊まり込みで監督するなというところは、やっぱり大騒ぎになりますから、逆に、やはりそれは相手政府をしてちゃんとこういふふうに行ってくださいという程度の視察とか調査に行くというふうなことは時々やっています。しかし、それにしても余りにも人数が少な過ぎるじゃないか、これも事実。したがって、大蔵省の理解も得ながら、外務省の人員等についてはできるだけ配慮をもらってやる。一挙にはできませんが、そういうことを着々やっておりますし、また協調融資をすることが多いですね、これは。世界銀行だとかADB、アジア開発銀行とか、そういうところからたくさんの方が行つて、国際機関ですとか、日本の政府の人が行くのじゃなくして国際機関が行つて監督するのは、その割に内政干渉みたいなことは余り言われたいのです。したがって、そういう人たちの調査だとか何かをきめ細かく聴取をして、むだのないようにもろろんするとか、いろいろなこととは一緒に創意工夫をしてやっつてきておりますし、今後もやっつきたい。基本的にはもう少し人はふやしてもらいたいというの事実です。

○松浦(利)委員 総理、大変お疲れのようですけども、これは将来に向かって大変大きな我が国の外交の柱なんです。ですから、そういった意味ではやはり外務大臣も、今人の問題にも触れて言われたいけれども、アメリカなんかはチェックして、言ったとおりしてなければ援助を打ち切るのですね。そのプロジェクトを打ち切るのですよ、アメリカなんかは。そういう厳しい対応をされているのですよ。だからそういうことも参考にしていただいで、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

もう時間が終了いたしましたので、私の質問は終わります。

○山村委員長 これにて松浦君の質疑は終了いたしました。

次に、中野寛成君。

○中野委員 まず、政治倫理の問題についてお尋ねをいたします。

共和事件は、先日、塩崎議員の証人喚問、鈴木元総理の参考人招致が行われました。ただ、本来こういう内容のことは行いますときには、金を出した人、運んだ人、受け取った人、それぞれの立場の人をお呼びしてその真相を聞いていく、その

すり合わせによつて真相が浮かび上がってくるというのが本来のやり方であろうと思えます。先般は金を受け取ったとされる人たちだけをお呼びして証人喚問等をしたわけでありますから、そこには一方的当事者だけしか私どもはお尋ねをいたしておりません。金を出した人、金を含めたとされる人、運んだとされる人、これらを含めて、根幹をなす証人喚問等が行われます。これを再度要求をいたしておきたいと思えます。これは、理事会の申し合わせに沿つて行つていただきたいことをこの際強く要求をいたします。

次に、佐川急便事件につきましては、現在司直の手により真相解明が行われているところであります。それとは別に、行政としてこの事件を反省し、うみを出し切る必要があると考えております。ちなみに、元松山佐川急便社長の浜田洋祐氏の証言によりますと、政界工作をしたのは、省庁にらみをかき、各種の便宜を図つてもらい、摘発の際も罰則をほどほどにしてもらつたのであると申しているようでございます。その政界工作のために行われたとされる金の流れ等につきましては、今後これもまた証人喚問等を通じまして、司直の解明とともにあわせ全容の解明を図つていきたい、こう考えておりますが、きょうは政府に對する質問でございますので、以下、行政に對して疑いを持たれておりますことを幾つか指摘をいたしまして、お尋ねをいたします。

まず、次のような疑いが指摘されております。これは、今日まで報道されたこと、以前にこの佐川問題について衆参両院で質問がありましたこと、そして最近同業他社の人たちがしきりに、こういう問題があるといういろいろな形で直接、間接に私どもへ指摘をいたしますこと等を集大成をいたしてまいります、こういうことが言えます。

運輸省。路線類似行為、区域外営業、事業用の貸し渡しなどの道路運送法違反の長期間放置。大量増車の認可等の便宜。例えば八〇年代の十年間に全国区域トラック増加が一四五・六％、しかるに、佐川主管企業はその倍以上の三九七・四％に

なっている事実。

次に労働省。これは男女を問いませんが残業時間、それから女子の就労に関する過重労働等のいわゆる労働基準法違反の見逃し。

次に警察庁。集配送の際の駐車違反、スピード違反を前提とした運行計画等の道路交通法違反の見逃し。例えば、これは同業他社の人から直接私が聞きまして、どこでも、あそここの会社の集配送のトラックはまさに傍若無人である、我々ならあんなところに絶対とめることはできないのに、こういう証言もあります。また、東京―大阪を深夜二時出発、朝六時到着、四時間。どうして東京―大阪が四時間で運行できるのか、これらの問題が指摘をされております。また、何か問題が起こったときにやくざを使う、暴力団を使うということなどから、そういう方向への資金提供もまたあったであろうと指摘をされております。

建設省。トラックターミナル用の土地取得や農地からの転用の便宜。例えば市街化調整区域内の開発行為は都市計画法により原則禁止されておりますが、転用により地価が三、四倍にはね上がるという現実がありました。

農林省。農林中央金庫からの八十五億円の融資の転貸し、農林中央金庫法違反、融資審査のずさんさ等が指摘をされております。

そのほか、公正取引委員会の、不公正な取引、独禁法違反、これを見逃してはならないかと、郵政省が電波法違反を見逃してはならないかと、等々指摘をされていくわけであります。

このすべてを今短時間の間に聞くことは不可能であります。私は、この際、各省庁が、このような疑いが過去なかったか、現在も継続されていないか、そしてまたそれらのことが今後適正に運用されるように、まずみずから襟を正すという自浄作用がきちつと働いているかどうか、これらのことがなされなければならぬと思えます。

代表的に二つの省からお伺いいたします。運輸省、警察庁。

○水田政府委員 お答えいたします。

運輸省。路線類似行為、区域外営業、事業用の貸し渡しなどの道路運送法違反の長期間放置。大量増車の認可等の便宜。例えば八〇年代の十年間に全国区域トラック増加が一四五・六％、しかるに、佐川主管企業はその倍以上の三九七・四％に

なっている事実。

次に労働省。これは男女を問いませんが残業時間、それから女子の就労に関する過重労働等のいわゆる労働基準法違反の見逃し。

次に警察庁。集配送の際の駐車違反、スピード違反を前提とした運行計画等の道路交通法違反の見逃し。例えば、これは同業他社の人から直接私が聞きまして、どこでも、あそここの会社の集配送のトラックはまさに傍若無人である、我々ならあんなところに絶対とめることはできないのに、こういう証言もあります。また、東京―大阪を深夜二時出発、朝六時到着、四時間。どうして東京―大阪が四時間で運行できるのか、これらの問題が指摘をされております。また、何か問題が起こったときにやくざを使う、暴力団を使うということなどから、そういう方向への資金提供もまたあったであろうと指摘をされております。

建設省。トラックターミナル用の土地取得や農地からの転用の便宜。例えば市街化調整区域内の開発行為は都市計画法により原則禁止されておりますが、転用により地価が三、四倍にはね上がるという現実がありました。